

資料 「環境と社会に関する国際会議：持続可能性のための
教育とパブリック・アウェアネス」における
テサロニキ宣言

阿部 治*・市川智史**・佐藤真久*・野村 康*・高橋正弘*
(財)地球環境戦略研究機関* 鳴門教育大学**

Thessaloniki Declaration of the Conference on "Educating for
a Sustainable Future: A Transdisciplinary Vision for Concerted Action"

Osamu ABE*, Satoshi ICHIKAWA**,
Masahisa SATO*, Ko NOMURA*, Masahiro TAKAHASHI*
The Institute for Global Environmental Strategies* Naruto University of Education**

(受理日1999年2月1日)

1. はじめに

「環境と社会に関する国際会議：持続可能性のための教育とパブリック・アウェアネス」(テサロニキ会議)は、1997年12月8日から12日まで、ヨーロッパの文化指定都市であるギリシャ・テサロニキにおいて開催された。このテサロニキ会議は UNESCO とギリシャ政府によって主催され、84カ国から1200人近くもの専門家が集まった。本会議は、リオ・デジャネイロでの「地球サミット」、および「環境と開発に関する教育およびコミュニケーションのためのトロント世界大会」から5年、「トビリシ環境教育政府間会議」から20年という節目の年に開催された。

テサロニキ会議は、アジェンダ21-第36章「教育、パブリック・アウェアネスおよび訓練」のための活動の一つとして開催されており、UNESCO はそのタスクマネージャーとなっている。

2. 会議の目的、構成、内容

本会議の目的(UNESCO, 1997a, 1997b)は、1)持続可能性を達成するための教育及びパブリック・アウェアネスの重要性の強調、2)環境教育の重要

な貢献についての検討、3)国連持続可能開発委員会(UNCSD)作業計画の更なる発展のための要素の提供、4)国際・国・地域レベルにおける活動の推進、としている。本会議は二つのフォーラムである「諸問題フォーラム(Innovative Practices Forum)」・「革新的実践フォーラム(Issues Forum)」と、ワークショップ、ポスターセッション/展示によって構成された。

「諸問題フォーラム」では、UNCSDによって定められた優先事項を反映するように選択された六つの問題、すなわち「持続可能な未来のための教育：行動を促進する国際的コンセンサス」、「持続可能性に向けた学校教育の再構築」、「パブリック・アウェアネスと理解」、「持続可能なライフスタイルへの移行：消費と生産様式の転換」、「教育への投資：持続可能性の未来のための貢献」、「持続可能性の達成における倫理、文化および公正」について話し合われた。「革新的実践フォーラム」では、17の実践が紹介された。

3. 会議の成果と宣言の採択

本会議は、「国連持続可能開発委員会(UNCSD)が求めるように、UNESCO が共同行動のための

フレームワークとして役立つような共通概念を作り上げていくことにおいてリーダーシップをとり、未だ発展途上の「持続可能性のための教育 (Education for Sustainability)」というコンセプトの明確化において前進をもたらしたといえるだろう」(UNESCO, 1997a)との評価がなされた。

また、この会議を通して、「持続可能性のための教育は、持続可能は未来を達成するための手段として考えられ、人口、貧困、環境劣化、民主主義、人権と平和、開発と相互依存などの概念に関係して、統合するようなものとして捉えられた」そして、「持続可能性のための教育という広い概念の発展においては、環境教育の経験から多くのことを学ぶことができると認識された」(UNESCO, 1997a)との報告がなされた。

本会議の終わりに、会議参加者は満場一致で共同宣言(テサロニキ宣言)を採択した。以下にテサロニキ宣言の全訳を記す。

環境と社会に関する国際会議：持続可能性のための教育とパブリック・アウェアネス

(ギリシャ、テサロニキに於いて
1997年12月8-12日)

—テサロニキ宣言—

1. 1997年12月8-12日に、UNESCO とギリシャ政府によってギリシャ、テサロニキにおいて開催された『環境と社会に関する国際会議-持続可能性のための教育とパブリック・アウェアネス-』において、政府機関、国際政府機関、NGOおよび市民社会を含めた83カ国からの参加者である我々は、以下の宣言を満場一致で採択する。

我々は以下のことを銘記する。

2. 『ベオグラード国際環境教育専門家会議(1975)』、『トビリシ環境教育政府間会議(1977)』、『環境教育と訓練に関するモスクワ会議(1987)』、『環境と開発に関する教育およびコミュニケー

ションのためのトロント世界大会(1992)』での勧告および行動計画は依然として有効であるが、十分に検討がなされていない。

3. 国際社会の中で認識されているように、リオサミット後の5年間、十分な進展がなされていない。
4. このテサロニキ会議は1997年に開催された多数の国際的・地域的・国内の会合、特にインド・タイ・カナダ・メキシコ・キューバ・ブラジル・ギリシャおよび地中海地域で行われた会合からの成果に基づいている。
5. 教育とパブリック・アウェアネスのヴィジョンは、主要な国連会議によってさらに発展され、価値を高められ、強化されてきている。主要な国連会議とは、『国連環境開発会議(リオ, 1992)』、『世界人権会議(ウィーン, 1993)』、『国連世界人口開発会議(カイロ, 1994)』、『世界社会開発サミット(コペンハーゲン, 1995)』、『世界女性会議(北京, 1995)』、『国連人間居住会議(イスタンブール, 1996)』、『第19回特別国連総会(1997)』である。1996年に国連持続可能開発委員会(UNCSD)で採択された特別作業計画およびこれらの会議でなされた行動計画は、政府、市民社会(NGO)、青年、企業、教育界)、国連機関およびその他の国際機関によって実施される。

私たちは以下のことを再確認する。

6. 持続可能性を達成するために、多くの重要なセクター内で、及び消費と生産パターンの変化を含む急速で抜本的な行動とライフスタイルの変化の中において、取り組みの大掛かりな調整と統合が求められている。このために、適切な教育とパブリック・アウェアネスが法律、経済および技術とともに、持続可能性の柱の一つとして認識されるべきである。
7. 貧困は、教育およびその他の社会サービスの普及をより困難にさせ、人口増加と環境破壊をもたらす。つまり、貧困の緩和は持続可能性のための本質的な目標であり、不可欠な条件でもある。

8. 持続可能性に向け認識を高め、代替案を模索し、消費と生産のパターンを含む行動様式とライフスタイルを変えるために、集団的な学習過程、パートナーシップ、参加の平等、継続的な対話が政府、地方政府、学者、企業、消費者、NGO、メディアおよびその他アクターの間に求められている。
9. 教育には、世界中の全ての女性・男性に、自分たち自身が生活していく上で必要な能力、個人として選択をし責任をもつ能力、地理・政治・文化・宗教・言語・性の違いによる境界なしに生活を通して学ぶ能力を身につけさせる上で、不可欠な役割がある。
10. 持続可能性に向けた教育全体の再構築には、全ての国のあらゆるレベルの学校教育・学校外教育が含まれている。持続可能性という概念は、環境だけではなく、貧困、人口、健康、食糧の確保、民主主義、人権、平和をも包含するものである。最終的には、持続可能性は道徳的・倫理的規範であり、そこには尊重すべき文化的多様性や伝統的知識が内在している。
11. 環境教育は今日までトピリシ環境教育政府間会議の勧告の枠内で発展し、進化して、アジェンダ21や他の主要な国連会議で議論されるようなグローバルな問題を幅広く取り上げてきており、持続可能性のための教育としても扱われ続けてきた。このことから、環境教育を「環境と持続可能性のための教育」と表現してもかまわないといえる。
12. 人文科学、社会科学を含むあらゆる教科領域が、環境と持続可能な開発に関わる諸問題を扱うことが必要とされている。持続可能性を扱うことは、全体的で学際的なアプローチ、つまり個々の独自性を確保した上で多様な学問分野や制度を一つに集めるようなアプローチを必要とする。
13. 環境と持続可能性のための基本的な内容と行動の枠組みは一般的には適切なものであるが、これらの様々な要素を教育のための行動にあてはめる際には、とりわけ地方、地域または

国内の状況を考慮する必要があるだろう。アジェンダ21-第36章で要求されているような教育の新たな方向づけには、教育界のみならず政府機関、経済組織そしてその他すべてのアクターが含まれていなければならない。

我々は以下のことを勧告する。

14. 世界中の政府および指導者は、一連の国連会議でなされてきたコミットメントを尊重し、持続可能な未来を達成するために教育に課せられた役割を果たせるよう、必要な取り組みをするよう勧告する。
15. 環境と持続可能性のための具体的な目的をもった学校教育の行動計画および、学校外教育の戦略が、国および地方レベルで入念に仕上げられるよう勧告する。教育は地域ごとのアジェンダ21のイニシアティブに必要不可欠な要素であるべきである。
16. 持続可能な開発のための国家評議会とそれに値する機関が、教育やパブリック・アウェアネスおよび訓練を、省庁や主要団体・他の組織間のより良い調整を含めた、行動の中心的役割として位置づけるよう勧告する。
17. 営利的セクターだけでなく、政府や国際・地域・国の財政担当機関が、より多くの資産を使って、教育および人々の認識を高める為に投資を増やすことを勧告する。支持をより多く、より目に見える形で増やすために、持続可能性のための教育特別基金を創設する事を考慮するべきである。
18. すべてのアクターがその貯蓄からの一定額の投資を、環境保全の過程から、環境教育、情報、パブリック・アウェアネス及び訓練計画へと振り分けるべきである。
19. 科学界が、教育とパブリック・アウェアネスを高める為のプログラムの内容が正確で、最新の情報に基づいている事を確実にする役割を、積極的に果たすよう勧告する。
20. メディアが、複雑な諸問題をよりわかりやすく意味のある情報に変えて人々に伝える一方で、重要なメッセージを広めるための知識や

方法を流通させることに敏感になり、またそれを促すよう勧告する。新しい情報システムが有する全ての力をこの目的のために適切に使うべきである。

21. 学校が、持続可能な未来のためのニーズを満たすようなカリキュラムの調整を行うように奨励され、支援されるよう勧告する。
22. コミュニティや国、地域、国際レベルにおいて環境や持続可能性の諸問題により多くの人々が深く関われるように、NGOに十分な制度上および財政上の支援があたえられるよう勧告する。
23. 政府・主要団体・教育界・国連機関、およびその他の国際機関特に国際金融機関などのすべてのアクターがアジェンダ21-第36章の実施に対し貢献し、また特に国連持続可能開発委員会(UNCSD)の「教育、パブリック・アウェアネスおよび訓練についての作業計画」に対して貢献するよう勧告する。
24. 教員研修プログラムや、新しい実践的取り組みを認知し共有することを、特に重点を置いて強化し、漸次的に新たな方向づけを行うべきである。このためには学際的な教育方法や、教育プログラムの成果を評価することについての研究に支援がなされるべきである。
25. UNESCO や UNEP を含む国際機関が、国際 NGO、主要団体、その他のアクターと協力して、持続可能性のための教育やパブリック・アウェアネス及び訓練について、特に国や地域レベルにおいて、優先順位を与えるよう勧告する。
26. UNESCO のもとで「テサロニキ国際賞」をつくり、隔年で環境と持続可能性のための模

範的な教育プロジェクトに対して、この賞を授与するよう勧告する。

27. 提案された教育過程の実施・進捗状況の評価を行うために、10年後の2007年に国際会議が開かれるよう勧告する。

われわれは以下のように謝意を表する。

28. UNESCO と協力してテサロニキで国際会議を開催したギリシャ政府に謝意を表する。

われわれは以下のように要求する。

29. ギリシャ政府が、この会議の成果を1998年4月に開かれる第6回国連持続可能開発委員会(UNSCD)に伝えるように要求する。

原書

UNESCO, 1997a, Final Report, International Conference on Environment and Society: Education and Public Awareness for Sustainability, Thessaloniki, Greece 8 to 12 December 1997, EPD-97/CONF. 401/CLD. 3

引用文献

UNESCO, 1997b, Educating for a Sustainable Future : A Transdisciplinary Vision for Concerted Action, EPD-97/CONF. 401/CLD. 1

註

本文書は国際連合教育科学文化機関(UNESCO)による翻訳の承諾を得ている。テサロニキ会議報告書に関しては、近日、(財)地球環境戦略研究機関が翻訳・出版をする予定である。